

2015年度特別研究期間 研究成果概要

所属・職・氏名： 司法研究科・教授・曾和 俊文

研究課題：行政訴訟の現代的課題—客観訴訟の活性化—

研究期間：2015年10月1日～2016年3月31日

研究成果概要

「行政訴訟の現代的課題—客観訴訟の活性化—」とのテーマの下で、6ヶ月間研究を進めてきた。当初の計画では「住民訴訟」についての研究をまとめる予定であったが、秋の公法学会第80回総会での総会報告者に指名されたために、その準備もかねて「権利論」の視角も加えて研究を進めてきた。

具体的な研究成果は、次の3つにまとめられる。

第1に、行政訴訟制度の基礎的研究として、秋学期にはとりわけ損失補償法理の究明並びに行政訴訟体系の研究を行った。その中で客観訴訟の位置づけについても明確にしている。研究成果は「法学教室」誌の以下の号に公表された。

2015年12月号 「国家賠償法の各論的検討」 法学教室 423号 62-74頁

2016年1月号 「損失補償法の基本構造」 法学教室 424号 70-79頁

2016年2月号 「損失補償の各論的課題」 法学教室 425号 80-90頁

2016年3月号 「行政訴訟の類型と特質」 法学教室 426号 70-79頁

上記のうち、とくに「行政訴訟の類型と特質」論文においては、わが国の行政訴訟制度が主観訴訟と客観訴訟に分けられるが実は両者の区別は相対的な面があること、客観訴訟においても違憲立法審査権が有効に機能していることなどを指摘している。客観訴訟の代表として言及されるわが国の住民訴訟は元々アメリカの納税者訴訟を導入したものであるが、アメリカの納税者訴訟は納税者の権利を保護するための、わが国流に言えば主観訴訟として理解されている。

第2に、権利論の視角からみた行政訴訟制度のあり方について研究した。権利は法律学において中心的な概念であるが、各法分野毎にさまざまな定義が試みられており、公法学の分野でもその明確な定義は難しい。そこで私は、人権を基礎としながらも、国家に対する個人の請求権としては、防御権、受給権、行政介入請求権の3つのタイプがあるとして、それぞれについての適合的なレメディのあり方を検討した。すなわち、防御権には取消訴訟、受給権には給付訴訟、行政介入請求権には規制の義務付け訴訟が適合的なレメディとして考えられる。そして、個人の権利救済の枠組みでは従来うまく捉えられてこなかった公益を保護する訴訟として客観訴訟があると位置づけて、その現代的課題を明確にするように努めた。この研究内容は、2016年10月17日に同志社大学で開催された日本公法学会第80回総会における総会報告として発表した。今後、発表内容をまとめた論文が「公法研究」78号に掲載される予定である。

第3に、客観訴訟が公益を保護する訴訟であるとして、そもそも「公益とは何か」、「公益と私益はいかなる関係にあるのか」が究明されなければならない。そこで私はこの課題についても研究を進め、その成果を「公益と私益」という論文にまとめることができた。本論文は、最近の「中間的利益論」と「団体訴訟論」を、私なりの3極構造論の視点から検討したものである。すなわち、景観利益や公共交通機関利用利益のような不特定多数者が享受する利益の性質をめぐって、共同利益論（亙理格）、凝集利益論（仲野武志）、集团的利益論（吉田克己）などが提唱されてきているが、私は、中間的利益にも3極構造の下で行政介入請求権を基礎づける利益とそうではない一般的公益とがあり、その区別をすることが、団体訴訟の制度化においても重要であると指摘した。本論文は、恩師である芝池義一先生の古稀記念論文集である『行政法理論の探究』（有斐閣。2016年3月20日公刊）31-59頁に掲載されている。ちなみに私は同記念論文集の編集委員の一人でもあり、秋学期には、提出論文のチェックや「あとがき」の執筆など、その具体的な編集作業も担当してきた。

以上のように、秋学期の特別研究期間においては集中的な研究時間が与えられたので多くの成果を残すことができた。ただ、当初予定していた住民訴訟制度の研究を進める点では未達成のところが残った。今後は上記の研究成果の上で、客観訴訟である住民訴訟について、さらに具体的な研究を進め、最終的には一書にまとめて公刊したいと考えている。